

第 1 部 序 説

第 1 章 環境問題の動向

昭和 35 年以降、我が国の経済は、高度経済成長、所得倍增計画によって加速度的に成長し、物の生産量は増大し、消費量も増加した。

それに伴って、水質の汚濁、騒音、悪臭、大気汚染、廃棄物による汚染など、公害の範囲は急速に拡大していった。

このような各種の公害が、これ以上進行すれば、国民にとって重大な影響を与えることとなるため、総合的な公害対策を図るべく、昭和 42 年に公害対策基本法が制定され、その中で、水質汚濁、騒音、振動、大気汚染及び地盤沈下に対する事業者、地方公共団体の責務等について公害規制の抜本的強化、地方公共団体の権限の強化、公害防止のための公共事業の推進のための法制の整備が図られた。

本県の環境問題は、工場、事業場から排出される水質の汚濁、騒音、悪臭、大気汚染、産業廃棄物による汚染等があげられるが公害諸法による監視、指導の徹底、県民の協力によって大都市に見られるような大規模な汚染の進行は認められない。

しかしながら工場、事業場及び一般家庭から排出される雑排水等が河川、湖沼等に影響を与えていると考えられており、また、自動車等輸送機関による大気汚染、産業廃棄物の不法投棄等が引き続いて存在しており、これらの問題について今後とも十分な注意をはらって行く必要がある。

この対策としては、現在国が進めている下水道整備計画が、引き続き昭和 51 年度から 5 か年計画で進められることになっているが、鳥取県の下水道普及率は、昭和 49 年度末見込みで、79 パーセントであり地域住民の要請にこたえ県、市町村は早急に下水道を整備し、快適な生活環境を整備して行かなければならない。

また、最近における産業活動、日常生活に伴って排出される各種の廃棄物は、ぼう大な量に及び、市町村の処理施設の整備と事業者の実施する産業廃棄物の適正な処理が緊急の課題となっている。

県は昭和 50 年 2 月、鳥取県産業廃棄物処理計画を策定し、事業者、県、市町村が相協力して、昭和 50 年度を初年度として 5 か年計画を策定し、経済の動向

を勘案しながら、積極的な事業の推進を図って行こうとしている。更に、昭和49年6月には国土利用計画法が制定され有限の資源である土地の総合的、計画的な土地利用の策定を図ることが国家的規模で推進されることになった。

更に、昭和49年6月には国土利用計画法が制定され有限の資源である土地の総合的、計画的な土地利用の策定を図ることが国家的規模で推進されることになった。

本県では既に昭和48年7月「当面の土地利用の規制について」（知事から市町村あて通知）により、各種開発事業 対して県、市町村の指導体制を実施してきたが、新法の施行により、公害の事業防止、自然環境の保全について今後とも強力に適切な指導が図られることになった。

今後とも県民が安定した生活環境を希求する度合はますます強まり、豊かな自然、豊かな環境への願望は不可欠となってくるものと思われる。

計画的な土地利用、秩序ある都市づくり そして豊かな自然の保護等、長期的視野に立って、貴重な環境を保護して行かなければならない。

第2章 環境保全対策の現状と今後の対策

本県は他の工業都市や大都市のような規模の大きな公害はないが、中小企業からの排水による水質の汚濁や産業廃棄物による環境汚染、あるいは畜産業による悪臭、水質の汚濁、また一般家庭から排出される雑排水による水質の汚濁などが問題としてあげられる。

環境保全に対する県民の願望は年々高まっており 公害のない環境づくりになお一層の努力を必要とするところである。

以下、環境保全の一般現状と今後の対策について述べる。

(イ) 大気汚染

大気汚染原因物質としては、工場等固定発生源から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質（弗素、塩素等）や、自動車を主発生源とする一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等がある。このほか窒素酸化物、炭化水素等が、太陽光線との光化学反応により発生する光化学オキシダントと呼ばれる二次的汚染物質がある。

これら各種汚染物質のうち現在、硫黄酸化物（SO₂）、窒素酸化物（NO₂）一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの5物質については環境基準が定められているが、県が実施している大気汚染物質常時監視測定結果では、これら5物質とも、環境基準を満足しており 本県の大気は清浄であるといえる。

また、県下の固定発生源（ばい煙、粉じん発生施設）は、他府県に比べ、その数、規模ともに少なく 施設の増加率も低いため、今後、大気汚染の急激な進行は考えられない。

一方、自動車排出ガスについては、年々県内外車の増加がみられるため、県では、毎年、自動車排出ガスによる大気汚染状況調査を行っているが 現時点では問題となるほどの汚染濃度には至っていないが 交通事情の変化によっては今後、大気汚染の進行するおそれがある。

(ロ) 公共用水域の水質

公共用水域の環境基準は、千代川、天神川、日野川の上流部は河川類型AA、下流部は河川類型A、湖山池、東郷池及び中海は湖沼類型Aとして、また美保

湾、日本海沿岸海域は海域類型Aとして、それぞれ類型のあてはめを昭和47年度に終わったところである。しかし、これらの水域のうち全く問題のない水域は千代川、日野川及び日本海沿岸海域のみであつた、これに対して湖山池、東郷池及び中海の閉鎖水域では富栄養化により水質汚濁が進行しており、天神川では下流部において汚濁が認められる。

水質汚濁防止対策としては上乗せ条例の制定（昭和48年10月規制対象地域、米子市、境港市、日吉津村）鳥取市公共下水道事業（昭和28年度着手、処理対象人口22300人）米子市公共下水道事業（内浜処理場、昭和44年度着手、処理対象人口3000人）皆生処理場、昭和50年度着手処理対象人口3000、青木処理場、昭和47年度着手処理対象人口3000人）、天神川流域下水道事業（昭和48年度着手 処理対象人口70290人）、東郷池底泥浚渫（昭和49～52年度 第一期計画 浚渫面積0.67km²）等を実施しているところであり、これらの事業の早期完了により水質の汚濁の進行を早急にくいとめなければならぬ。

（イ）騒音

昭和49年9月17日 鳥取市、米子市について騒音規制地域の変更、拡大を行い、昭和50年5月30日、倉吉市、境港市について新たに規制地域の指定を行った。

このほか、鳥取県公害防止条例により、全県下、すべての事業活動に伴って発生する深夜の騒音の規制をも行っている。

騒音苦情は、住居と工場、事業場の混在地域に多く発生し、その被害範囲は狭い。各種公害の中でも特に地域性の高いものであり、個々の騒音発生源の対策のほか、企業の集団化、適正な都市計画等の対策が必要である。

しかし、自動車騒音については、運行台数の増加、車体の大型化等により特に道路沿線において大きな影響を与えており 県の測定結果でも、道路に面する地域で騒音の境境基準を上回る地点が多く 今後、自動車排出ガス問題とともに、総合的な対策の検討が必要である。

（ロ）悪臭

昭和46年、悪臭防止法の施行に伴い、現在までに4市14町1村で規制区域の指定を行い、法で定める5種の悪臭について規制している。

悪臭の苦情は、畜産業、サービス業、食品加工業、ノルブ製造業等に関する

ものとなっている。悪臭の原因物質はその発生源により一律でなく、またその発生源も多岐にわたっているため、これを完全に防止することは極めて困難であり、また悪臭は感覚的要素が多いため、地域住民の被害意識も一様でない等複雑な面がある。昨年度県下の規制地域内における実地調査では27パーセントの事業所が規制基準値を超える結果にとどまっており、法規制が住民意識とは必ずしも一致していない側面を示している。

悪臭防止対策としては、施設の改善、あるいは場所移転等があげられるが、多くは中小企業者であり、経費の負担能力、移転先等難問題が多く今後強力な行政指導が必要である。

(外) その他

① 休廃止鉱山の鉱害

岩美鉱山、百谷鉱山は坑水中に含まれた重金属によって、河川、土じょうの汚染が認められたが、幸いカトウムによる健康被害は認められなかった。岩美鉱山については（昭和47～49年度）国の補助を受けて、県が坑水の処理施設を設置、百谷鉱山については（昭和48年度）農業用水路の新設、流域水田の客土を事業者に行わせた。

その他の休廃止鉱山は調査済（14鉱山）であり 重金属の問題はなかった。

② 水銀等重金属による環境汚染、食品汚染は、環境庁を中心とする水銀等汚染対策推進会議を設置し、魚介類の安全基準の設定、水銀の排出規制、環境調査その他の対策がとられてきた。

本県では、県内の主要河川、港湾の水質、底質調査、土じょうと農作物調査及び魚介類調査を実施したが、分析結果は総水銀の濃度は低く、人為的な濃厚汚染が認められる地域はなく、また健康被害が懸念される魚介類の総水銀もすべて暫定的規制値以下であった。